

川崎市学校給食運営連絡調整会議設置要綱

〔平成28年11月7日教育長決裁
28川教健第1509号〕

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市学校給食運営連絡調整会議（以下「調整会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、川崎市立学校における給食運営等についての諸課題について連絡調整を行うものとする。

(組織)

第3条 調整会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 調整会議に座長及び副座長を置く。

3 座長は、教育委員会事務局健康給食推進室長をもって充てる。

4 副座長は、別表に掲げる委員のうちから座長が指名する者をもって充てる。

(会議等)

第4条 調整会議は、座長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 座長は、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(作業部会)

第5条 調整会議には、川崎市立学校における給食運営についての諸課題について研究を行うため、学校給食運営連絡調整会議作業部会（以下「作業部会」という。）を置くことができる。

(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、教育委員会事務局健康給食推進室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が定める。

附 則（平成28年11月7日教育長決裁28川教健第1509号）

この要綱は、平成28年11月7日から施行する。

附 則（平成29年4月1日教育長決裁29川教健給第178号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日部長専決30川教健給第927号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日教育次長専決31川教健給第750号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和3年7月8日部長専決3川教健給第663号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和4年6月14日教育長決裁4川教給第571号）

この要綱は、令和4年6月14日から施行する。

附 則（令和4年7月22日教育長決裁4川教給第871号）

この要綱は、令和4年7月22日から施行する。

別表（第3条関係）

川崎市PTA連絡協議会長が指名する者
川崎市立小学校長会長が指名する校長
川崎市立中学校長会長が指名する校長
川崎市立特別支援学校長会長が指名する校長
川崎市教職員組合執行委員長が指名する役員
教育委員会事務局学校教育部指導課担当課長〔指導・調整〕
教育委員会事務局健康給食推進室長
教育委員会事務局健康給食推進室担当課長〔企画〕
教育委員会事務局健康給食推進室担当課長〔会計〕
教育委員会事務局健康給食推進室担当課長〔学校給食〕
教育委員会事務局健康給食推進室担当課長〔食育推進〕
教育委員会事務局健康給食推進室南部学校給食センター所長
教育委員会事務局健康給食推進室中部学校給食センター所長
教育委員会事務局健康給食推進室北部学校給食センター所長
学校給食に関する学識経験を有する者